

# 甲府市子育て世帯等家賃助成金

## 申請の手引き



— ページ —

### ■ 概 要

- 1 対象区域 . . . . . P.1
- 2 助成内容 . . . . . P.1
- 3 資格要件 . . . . . P.2

### ■ 各種申請の流れと提出資料

- 1 当初申請 . . . . . P.4
- 2 助成金の請求 . . . . . P.5
- 3 更新申請 . . . . . P.6
- 4 変更申請 . . . . . P.6
- 5 資格の喪失 . . . . . P.7

お問合せ先

甲府市まちづくり部 空き家対策課 Tel.055-237-5350

## 1 対象区域

項目	内容
区域	○ <u>まちなかエリア</u> が対象となります。(別紙エリア図を参照) ※ <u>まちなかエリア</u> : <u>相生、春日、朝日、穴切及び富士川、新紺屋、湯田、伊勢、東地区の一部</u>

## 2 助成内容

項目	内容
助成月額	○ <u>実質家賃の1/2以内で上限額2万円</u> を助成します。 ※ <u>実質家賃額</u> :賃借契約に定められた賃借料(管理費、共益費、駐車場使用料等を除く)から住宅手当等を差し引いた額 ※ <u>千円未満の端数は切り捨て</u> ます。
助成期間	○ <u>最長36か月</u> まで助成します。 ※助成期間中は、 <u>毎年度、更新手続きが必要</u> となります。(7月1日～31日までの間)
助成開始時期	○ <u>申請日の翌月</u> から助成を開始します。
請求手続き	○ <u>家賃助成金交付請求書及び家賃支払申告書兼確認書</u> に必要事項を記入のうえ請求してください。 ※ <u>請求は9月と翌年3月の年度中2回</u> となります。 ※ <u>指定期日までに請求がない場合は、助成金の支払いはいたしません。</u> ※ <u>滞納家賃は請求対象外</u> です。
支払い	○ <u>口座に振り込み</u> ます。(支払い:10月と翌年4月の2回となります)



### 3 資格要件

項目	内容
世帯	<p>○令和2年4月1日以降に、まちなかエリア外からまちなかエリア内にある民間賃貸住宅へ、新たに世帯全員が居住した子育て世帯、新婚世帯又は婚姻により新婚世帯となった世帯に属する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世帯: 中学生以下の子ども、または妊娠している者がいる世帯</li> <li>・新婚世帯: 婚姻届を提出した後5年以内で、夫婦いずれも50歳未満の世帯</li> </ul> <p>○転入又は転居の日前1年以上、まちなかエリア外に住民登録していた世帯</p> <p>○申請日現在においてまちなかエリア内に住民登録して1年を経過しない世帯 ※世帯員のいずれかが既にまちなかエリア内に居住していた場合は対象外(婚姻の準備のため申請日前に住民登録した方は対象)</p> <p><b>■資格喪失要件</b></p> <p>○子育て世帯の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転出や卒業等により、中学生以下の子どもが世帯からなくなった、または非該当になったとき。</li> </ul> <p>○新婚世帯の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夫婦が離婚したとき、またはどちらか一方が死亡したとき。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新婚世帯の場合、当初申請時に婚姻5年以内であれば、更新時に5年以上でも助成継続となります。</li> <li>・新婚世帯の場合、当初申請時に50歳未満であれば、更新時に50歳以上でも助成継続となります。</li> <li>・単身赴任にあつては、住民登録を異動せず世帯の生活の基盤が対象区域内であれば、助成は継続となります。</li> </ul> </div>
収入基準	<p>○収入のある者すべての年間所得の計が次の所得以下である世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2人世帯: 622万4千円</li> <li>・3人世帯: 660万4千円</li> <li>・4人世帯: 698万4千円</li> <li>・5人世帯: 736万4千円</li> <li>・5人以上の世帯は、1人につき38万円を加算します。</li> </ul> <p>※2人世帯の場合: 48万7千(月額所得) × 12ヶ月 + 38万円(1人分加算) ※申請日が4~5月の場合は前々年分、それ以外の場合は前年分の所得が対象となります。</p> <p><b>■資格喪失要件</b></p> <p>更新時に、前年分または前々年分の世帯所得が基準を超えたとき。</p>

<p>対象住宅</p>	<p>○<u>まちなかエリア内の民間賃貸住宅</u></p> <p>○<u>借主(賃貸借契約者)が、世帯員のいずれか</u>であること。</p> <p>○<u>居住面積が30㎡以上</u>であること。  ※<u>2親等以内の親族が所有する住宅を賃借する場合は対象外</u></p> <p><b>■資格喪失要件</b>  <u>まちなかエリア外に、転居または転出</u>したとき。  ※まちなかエリア内での転居は、助成継続となりますので異動事項届出書を提出してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○下記の住宅は除きます。</p> <p>①市営、県営等の公共賃貸住宅      ②社宅、官舎、寮等の給与住宅  ③借主が会社名義の住宅              ④借り上げ公的賃貸住宅</p> </div>
<p>その他</p>	<p>○世帯全員について、下記の要件をすべて満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>市税の滞納がない</u>こと。</li> <li>・<u>本市の他の制度による家賃助成を受けていない</u>こと。</li> <li>・<u>既に本制度による家賃助成を受けたことがない</u>こと。</li> <li>・<u>生活保護法による家賃扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けていない</u>こと。</li> <li>・<u>家賃を滞納していない</u>こと。</li> </ul> <p><b>■資格喪失要件</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虚偽申請など、不正行為により助成対象世帯でなくなったとき。</li> <li>・更新手続きがなされないとき。</li> </ul>

# 各種申請の流れと提出資料

## 1 当初申請

### ① 申請の方法

#### 【助成金交付申請～交付決定の流れ】

交付申請



内容審査



交付決定

○申請前に、資格要件をご確認ください。

○交付申請書およびその他必要書類を提出してください。

○申請書類に基づき審査します。

○交付決定通知書を送付します。

### ② 申請に必要な書類

項目	内容
住民票の写し	○ <u>まちなかエリア内に異動した後の世帯全員のもの</u> で、 <u>続柄が記載</u> されているもの。
賃貸借契約書	○ <u>原本のコピー1部</u> ○ <u>契約者は、世帯員のいずれかであること</u> 。 ○ <u>家賃支払申告書兼確認書</u>
課税証明書	○ <u>収入のある方は全員必要</u> です。 ○ <u>令和2年分の所得が表示</u> されているもの。

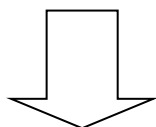
未納の無い証明	<p>○市税に滞納が無いことが証明できるもの。</p> <p>○市税を納めている方は全員必要です。</p>
戸籍謄抄本または婚姻受理証明書 ※新婚世帯のみ	○夫婦の記載があり、婚姻日が表示されているもの。
住宅手当支給証明書	<p>○給与所得者は、住宅手当が支給されていない方も全員必要です。</p> <p>○申請日の直近月の支給状況を、勤務先で証明してもらってください。</p> <p>※自営業の方は不要です。</p>
その他市長が必要と認める書類(振込口座届出書など)	

## 2 助成金の請求

### 【助成金請求～助成金支払の流れ】

○助成金の請求は年度中2回とし、4月から9月の家賃分を9月1日から30日までの間に、10月から3月の家賃分を3月1日から31日までの間に請求手続きをしてください。

請求書類の提出



内容審査



助成金の支払い

○家賃助成金交付請求書および家賃支払申告書兼確認書を指定した期日までに提出してください。

○家賃支払申告書兼確認書に代えて、各請求期間に係る家賃分について、支払った相手方・金額・日付が確認できる家賃領収書、振込領収書、預金通帳等を提出することもできます。(その際は、必ず原本を持参してください。)

※滞納家賃、または納付すべき家賃を請求期間(9月末・3月末)より遅れて支払った場合などの家賃は、助成の対象外とします。

※請求書の提出がない場合は、請求の意思がないものとみなし、助成金の支払はしません。

○振込口座届出書に記載された口座に振り込みます。

※支払月: 10月、4月の各月末頃

### 3 更新申請

#### 【更新手続きの流れ】

○翌年度も継続して助成金を受ける場合は、毎年度、指定期日(7月1日～31日)までに更新手続きをしていただきます。

更新申請

○交付(更新)申請書およびその他必要書類を指定期日までに提出してください。



※提出がない場合は、更新の意思がないものとみなし、前年度までで助成を終了します。

内容審査

○申請書類に基づき審査します。



交付決定

○交付決定通知書を送付します。

### 4 変更申請

○助成期間中に下表のような変更が生じた場合は、速やかに「異動事項届出書」を下表の必要書類とともに提出してください。なお、助成金額の変更は、異動が生じた日の属する月からとなります。

※月の途中で資格を喪失した場合、当該事由の発生した日の属する月から受給資格の喪失となります。

※資格喪失後、本制度の再申請はできませんので、ご注意ください。

変更内容	届出の際の必要書類
住宅部分家賃の改定	改定後の家賃が分かる書類 (家賃改定後の賃貸借契約書など)
勤務先住宅手当の改定	住宅手当支給証明書
勤務先の変更	給与所得者の場合は、住宅手当支給証明書
中央部地域等外に転居または転出	退去日の分かる書類(住民票など)
離婚や死別等により、婚姻が解消	婚姻解消の日が分かる書類(戸籍謄本など)
中学生以下の子どもに非該当	非該当となったことが分かる書類(卒業証書など)
世帯員の増	増員したことが分かる書類(住民票など)
本市で実施している他の家賃助成の受給	他の家賃助成に係る交付決定通知書
生活保護法による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等の受給	家賃補助等に係る交付決定通知書

## 5 資格の喪失

○「資格喪失要件」に該当した場合や、更新手続きを行わなかった場合は、下記のとおり助成が取り消されます。

- ・資格喪失の場合：資格を喪失した日の属する月から
- ・更新手続きを行わなかった場合：当該年度の初日(4月1日)から

○助成取消し要件該当後も助成金を受給していた場合や、不正受給が判明した場合は、助成金を市長が定める期限までに返還していただきます。